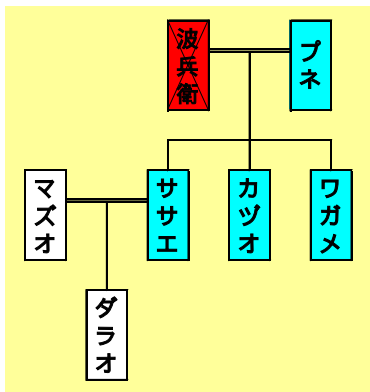


# 相続人は誰でしょう①

誰が相続人になって誰がなれないのか。基本中の基本ですが、相続人の判定は非常に重要です。私たち税理士の試験でも、その判定を間違えるとまず合格できません。実際の相続手続きでは、戸籍を丁寧に追いかけてまず相続人を確定する作業を行います。今回と次回に分けて、皆様ご存じの相続人についておさらいします。

まず、相続人となれるのは、常に配偶者と 第一順位の直系卑属（子・孫など） 第二順位の直系尊属（父母・祖父母など） 第三順位の兄弟姉妹ですね。この場合、上位の順位の人がいれば、下位の順位の人には相続人になりません。配偶者を除けば 一人の人たちが同時に相続人になることはないということです。

以下、相続人と相続分について、どこかで見たような一家を例に確認してみましょう。



【図1】

【図1】波兵衛が亡くなりました。この場合の相続人は配偶者ブネと第一順位の子であるササエ・カツオ・ワガメとなります。子（直系卑属）がいる場合の相続分は配偶者 1/2、直系卑属（子） 1/2 です。

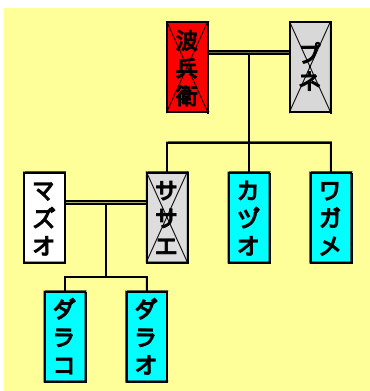
したがって、相続分はそれぞれ

ブネ 1/2

ササエ  $1/2 \times 1/3 = 1/6$

カツオ  $1/2 \times 1/3 = 1/6$

ワガメ  $1/2 \times 1/3 = 1/6$  となります。



【図2】

【図2】波兵衛が亡くなりました。【図1】と違うところは、配偶者ブネ及び子の一人のササエが既に亡くなっているという点です。新キャラも登場しました。この場合、まず配偶者がいませんので単純に子が全てを相続することになります。しかしササエが亡くなっていますので、ササエの分をササエの子であるダラオとダラコが等分に相続します。その結果、相続分はそれぞれ

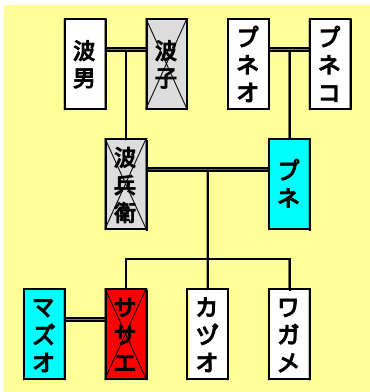
カツオ 1/3

ワガメ 1/3

ダラオ  $1/3 \times 1/2 = 1/6$

ダラコ  $1/3 \times 1/2 = 1/6$  となります。

本来の相続人（ササエ）が相続できないため、子（場合によっては孫）が相続することを代襲相続と呼びます。下の代へは、どこまでも代襲します。ちなみに、例え同居していてもマズオには相続権はありません（養子に入っていれば別ですが）。



【図3】

【図3】ダラオが生まれる前の話です。ササエが亡くなりました。子がないため、配偶者マズオと第二順位の直系尊属が相続人となります。直系尊属が相続人となる場合の配偶者の相続分は 2/3 です。残りの 1/3 が直系尊属の分となります。波兵衛は既に亡くなっており、その父の波男が生きていますが、ササエの一つ上の親等ブネが生きているためブネが直系尊属分全てを相続し、波男には相続権はありません。したがって、この場合の相続分はそれぞれ

マズオ 2/3

ブネ 1/3 となります。

次回へ続きます。

この一家はフィクションであり、各登場人物は名前の似ているあの有名一家とは全く無関係です。